

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 4 年度 第 4 回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 令和 4 年 8 月 2 6 日（金） 午前 9 時 54 分～10 時 36 分 |
| 出席状況 | 公益代表委員 出席 <u> 3 </u> 人（定数 5 人） 労働者代表委員 出席 <u> 4 </u> 人（定数 5 人） 使用者代表委員 出席 <u> 5 </u> 人（定数 5 人） 事務局 <u> 6 </u> 人 |
| 出席者 | 公益代表委員 石井利江子 片山 聡 平井建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 使用者代表委員 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 水野 透 西田保夫 事 務 局 小島労働局長、矢野労働基準部長、 中井監督課長、松島賃金室長、 神崎室長補佐、高津衛生専門官 |
| 主要議題 | 滋賀県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申） 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問） 特定（産業別）最低賃金の実地視察について |
| 議事録 | 別紙のとおり |

○事務局（室長）

定刻になりましたので、ただ今から、令和4年度第4回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、佐野委員、木下委員、大西委員から事前に欠席の連絡を承っております。

本日の委員の出席状況ですが、

| | |
|---------|----|
| 公益代表委員 | 3名 |
| 労働者代表委員 | 4名 |
| 使用者代表委員 | 5名 |

で、合計12名のご出席をいただいております。

最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、3分の2以上の出席が認められますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、3名の傍聴申込みがあり、本日、3名の方が傍聴されていますことを報告します。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

また、本審議会は、同規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

それでは、これからの議事進行を会長をお願いいたします。

○会長

本日の議題（1）は、8月10日に答申した「滋賀県最低賃金の改正決定」に対する「異議の申出」についてです。

本日は後程、滋賀労働局長から異議の申出に係る審議を行うための諮問が行われることになっていますが、まず、事務局から、異議申出の状況について、

説明をお願いします。

○事務局（室長）

異議申出状況について、ご説明いたします。

8月10日に改正決定の答申をいただいた滋賀県最低賃金について、同日、滋賀労働局長は、最低賃金法第11条第1項に基づき、滋賀労働局一般公示第31号により答申の要旨及び異議申出に関する公示を行いました。

当該公示により、8月24日付けで使用者側の一般社団法人滋賀県タクシー協会から、8月25日付けで労働者側の滋賀県労働組合総連合及び労働者側のコープしが労働組合から、それぞれ異議申出書が、お手元の資料1から3のとおり、それぞれ提出されました。

事務局としては、3つの申出書が、所定の期限である8月25日までに申し出があり、かつ、異議の内容及び理由が記載されている書面で提出されているものであることから、正式に受理いたしました。

同条第3項では、「異議申出書を受理した場合、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない」と規定されていますので、本日、本審議会を開催し、審議をお願いすることとなりました。

以上でございます。

○会長

それでは、事務局から「異議申出書」の朗読をお願いします。

○事務局（補佐）

それでは、異議申出書について朗読します。先に室長がご説明いたしましたとおり、異議申出書は3件提出されておりますので、本日、その写しを審議資料として配布させていただいております。

それでは、最初に資料1「一般社団法人滋賀県タクシー協会」の異議申出書を朗読いたします。

令和4年8月24日

滋賀労働局長 小島 裕 殿

一般社団法人 滋賀県タクシー協会 会長 田畑太郎

令和4年度滋賀県最低賃金の改正に対する異議申出書

謹啓、平素は何かとご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年8月10日に滋賀地方最低賃金審議会から貴職に答申されました最低賃金について、以下のとおり意義の申し出を致します。

賃金の引き上げが実現し、滋賀県の経済が活性化することは、当タクシー業界としても強く願望するところです。

しかしながら、今回の答申は時間額を現行の896円から31円引き上げることが適当とするもので、これは事業における賃金の支払能力を全く無視したものであり、誠に遺憾と言わざるを得ません。労働集約型の当業界としては極めて厳しく、最低賃金の決定に当たっては慎重にご審議いただくことをお願いいたします。

最低賃金につきましては、毎年大幅な引き上げが続いており、労働集約型産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー業界にとっては、その影響は非常に大きく、経営を圧迫する要因になっています。

特に、今般の長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、タクシーによる輸送人員、営業収入が激減するという甚大な影響を受けております。さらに、昨年後半からの燃料価格の高騰などで、経営環境はかなり厳しい状況にあります。

多くのタクシー事業者においては、歩合給という賃金制度をとっていることから、営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こしていて、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況にあります。

事態の収束が全く見通せない中で、もし、最低賃金が引き上げられれば、多くの事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業は必至となります。

貴局におかれましては、タクシー業界の実態をご理解いただき、最低賃金の

改正決定に当たっては、慎重にご審議いただくことをお願いいたします。

資料 1は、以上でございます。

次に、資料 3 コープしが労働組合の異議申出書を朗読させていただきます。
時間の都合上、資料 2 滋賀県労働組合総連合の異議申出書につきましては、
資料を見ていただき、朗読を割愛させていただきます。

それでは、朗読させていただきます。

2022年8月25日、滋賀労働局 局長 小島 裕 様

コープしが労働組合執行委員長 山田 博也

2022年度滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)への異議申し立て。

2022年8月10日、滋賀地方最低賃金審議会にて31円引き上げの927円、3.46%という答申が示されました。私たちコープしが労働組合は、情勢を踏まえ、異議申し立てを行うものです。

1 私たち労働者は、働くことで賃金を得ることでしか生計を立てていくことができません。「8時間働けば人間らしく暮らせる賃金」が、私たちにとっての「生計費」です。

全労連と地方組織による「最低生計費資産調査」では、全国どこで暮らしても若者の単身者で月額24万円、時給1500円以上必要であることを明らかにしています。しかし、答申された最低賃金額は全国加重平均で961円に留まり、滋賀県は平均を下回る927円となります。1日8時間、月150時間働いても、月額13万9050円、年収166万8600円にしかならず、とても生活できる水準とは言えません。

最低賃金は、生計費に基づいた賃金を保証する必要があるため、答申した31円では低すぎます。政府も「早期に全国加重平均1000円」の実現を政策として掲げているのですから、少なくとも1000円が展望できる引き上げ額にするべきです。

また、車検の法定費用は全国一律であり、医療機関で受診する金額も全

国一律です。先ほどの最低生計費資産調査結果では、都市も地方も関係なく生計費はほぼ同じなのに、最低賃金は地方によって違うのはおかしいです。しかも、最高額、東京1072円と最低の県とでは200円もの差があり、滋賀県、927円との差も145円もの格差があります。その結果、最低賃金の低い地域から高い地域へと人口が流れ、地方の過疎化と高齢化に拍車をかけています。

2 本答申で、労働局長へ要望された中小企業支援策の強化は、企業物価数が大幅に引き上がる中で、緊急を要するものだと考えます。最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮、直接的な財政支援、税や社会保障負担の軽減、大企業との適正取引の実現支援などが不可欠です。貴最低賃金審議会は、抜本的な中小企業支援策などを国や県に提言すべきだと考えます。

3 私たち滋賀県労連に参加をする労働組合は、審議会の労働者側委員から排除され、審議はブラックボックス化されています。そのため、公労使がどのような審議を経て答申を出されたのか全く分かりません。審議の公開・透明化は民主主義での、行政手続きでは当然のことです。最低賃金をめぐって、どのような議論が交わされているのかを、リアルタイムで多くの人に知らせ、関心を高めることで最低賃金制度の認知度も上がり、履行率も上昇することが期待されます。

貴審議会は、広域な県民の意見を聞くことが必要で、そのためにも審議の経緯を広く県民に公開するよう強く求めるものです。

以上でございます。

○会長

それでは、異議申出審議の諮問をお願い致します。

○事務局（室長）

局長から会長に異議申出の審議に係る諮問文を手交いたします。

会長、局長、お手数ですが、前にお進みください。

○異議申出諮問

〔局長から会長に対して、地賃異議申出審議の諮問文を手交〕

○会長

異議申出の審議について、諮問文の朗読をお願いします。

○事務局（室長）

それでは、諮問文を朗読します。資料 4 をご覧ください。

滋労発基 0826 第 1 号

令和 4 年 8 月 26 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志(ひらいたてし) 殿

滋賀労働局長 小島 裕(こじま ゆたか)

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、一般社団法人滋賀県タクシー協会、滋賀県労働組合総連合及びコープしが労働組合から最低賃金法第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

○会長

諮問をいただきましたので、この異議申出について、審議を行いたいと思います。

委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

まず、使用者側は、いかがでございましょうか。

○使用者側委員

今年度の滋賀県最低賃金の改正についてですが、コロナ禍に加え、企業物価が高騰し、強く影響を受ける業種がある中、公労使が真摯に向き合い、データを基に真摯かつ十分な審議を重ねてまいりました。我々使用者側としては、全員反対の立場ですが、審議の内容から見ても、8月10日の答申どおり決定す

ることが妥当だと考えております。

以上でございます。

○会長

外、使用者側よろしいでしょうか。

○使用者側委員

〔意見上がりず〕

○会長

労働者側は、いかがですか。

○労働者側委員

労働者側といたしましても、コロナ禍で、先ほど（使用者側意見）にもありましたように、物価高、原材料高で非常に厳しい中、とりわけ、非正規労働者の方々は最賃近傍におられることからすると、大幅な引き上げということで、3回の専門部会で、非常に隔たりの大きい中で、議論を積み重ねてきました。

なおかつ、中小企業或いは小規模事業主に対して、政府にしっかり中小企業支援策を強化する附帯決議を付けようということで、公労使で、その辺も議論をさせていただきました。そういった部分も含めて、十分な審議を重ねた上で8月10日の答申と申しておりますので、答申どおり決定することが妥当だと考えております。

○会長

外の労側はよろしいでしょうか。

○労働者側委員

〔意見上がりず〕

○会長

公益側からは、いかがですか。

○公益側委員

労使双方の隔たりが大きい中で、相手側の意見も考慮していただきながら、

歩み寄っていただいたと思っております。

スケジュールいっぱい時間を使って、審議を尽くしていただいて、8月10日の答申の内容に至った訳ですので、8月10日の答申とおりに決定するのが適当であると思っております。

○会長

外、皆さんないでしょうか。

特にないでしょうか。

○全委員

〔意見上がりず〕

○会長

そうしましたら、全て「答申どおり」という御意見ですので、8月10日の答申どおり滋賀労働局長に答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○会長

「異議なし」ということですので、事務局は、「答申文(案)」の作成をお願いしたいと思います。

○事務局(室長)

「答申文(案)」を準備いたしますので、しばらくお待ちください。

〔答申文(案)の作成〕

○事務局(室長)

お待たせしました。「答申文(案)」を配布・朗読いたします。

〔答申文(案)の配布〕

○事務局(補佐)

それでは、「答申文(案)」を朗読します。

滋賃審第9号

令和4年8月26日

滋賀労働局長 小島 裕(こじまゆたか)殿

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志(ひらいたてし)

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和4年8月26日、貴職から同月10日付け滋賀県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する、一般社団法人滋賀県タクシー協会、滋賀県労働組合総連合及びコープしが労働組合からの異議申出に関し、意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

○会長

この「答申文(案)」について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

○全委員

〔意見、質問なし〕

○会長

無いようでしたら、これをもって、当審議会に報告致しますので、(案)を取って、日付に本日の日付を入れてください。

それでは、異議申出に係る審議結果を答申いたします。

○事務局(室長)

会長、局長、お手数ですが、前にお進みください。

○異議申出答申

〔会長から局長に地賃異議申出審議の答申文を手交〕

○会長

これで、滋賀県最低賃金に係る審議が、全て終了しました。

今後の滋賀県最低賃金の事務手続きについて、事務局から説明してください。

○事務局（室長）

本日、異議申出に係る答申をいただきましたので、これから局長が滋賀県最低賃金の改正決定を行います。改正決定につきましては、最低賃金法第14条第1項及び同法施行規則第9条に基づき、9月6日から官報公示を行い、最低賃金法第14条第2項に基づき、公示の日から30日を経過した【10月6日木曜日】が、滋賀県最低賃金の効力発生日となります。

事務局においては、官報公示開始日から、滋賀県最低賃金の周知・広報活動を行います。例えば、県内の各市町の広報誌、関係団体の雑誌への掲載依頼、公共機関及び関係機関等へのポスター掲示依頼を行ってまいります。各委員の皆様方もご協力の程、よろしくお願いいたします。

○会長

はい、ありがとうございます。

これで、滋賀県最低賃金に係る審議が、全て終了しましたので、最低賃金審議会令第6条第7項により今年度の「滋賀県最低賃金専門部会」を廃止したいと思います。

滋賀県最低賃金専門部会を廃止することとしてよろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕。

○会長

それでは、本日をもって「令和4年度 滋賀地方最低賃金審議会 滋賀県最低賃金専門部会」を廃止いたします。

続きまして、議題(2)「特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。小委員会の報告について、当審議会でも審議したいと思います。

本件は、先の第3回本審で、滋賀労働局長から6つの産業の特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問をいただきました。

これを受けて、8月18日に開催された特別検討小委員会において、特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無についての報告書が、当審議会に報告されました。

なお、本日の審議においては、特定(産業別)最低賃金の名称については、略称を使用いたします。

事務局から、「報告書」の朗読をお願いします。

○事務局(補佐)

それでは、特別検討小委員会報告を朗読させていただきます。

資料 6、15 ページ以降をご覧ください。

なお、朗読に際しましては、今、会長が仰ってとおり最低賃金の件名は略称とさせていただきます、内容は結論のみとさせていただきます。小委員会委員の皆様のお名前も省略させていただきます。

新繊維工業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

新繊維工業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため、必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

窯業・土石製品製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認め、との結論に達したので報告する。

一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

一般機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認め、との結論に達したので報告する。

精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認め、との結論に達したので報告する。

自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

自動車・同附属品製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める、との結論に達したので報告する。

各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

各種商品小売業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったの
で必要性有りとする事はできない、との結論に達したので報告する。

以上でございます。

○会長

ただいまの「報告書」のとおり、「窯業・土石製品製造業」「一般機械器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属部品製造業」の4つの産業については、【改正決定の必要性有り】ということで、「新繊維工業」及び「各種商品小売業」については、「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった」として、滋賀労働局長に答申することとしてよろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕。

○会長

では、事務局で「答申文（案）」を配布してください。

○事務局（室長）

「答申文（案）」を準備いたしますので、しばらくお待ちください。

〔答申文（案）の配布〕

○会長

それでは、「答申文（案）」を朗読してください。

○事務局（補佐）

それでは、答申文（案）を朗読します。

なお、朗読に際しまして、最低賃金の件名は略称とさせていただき、結論のみの朗読とさせていただきます。

新繊維工業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

新繊維工業最低賃金について、改正決定する必要性について、全会一致に至らず必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

窯業・土石製品製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める、との結論に達したので答申する。

一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

一般機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める、との結論に達したので答申する。

精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める、との結論に達したので答申する。

自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

自動車・同附属品製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める、との結論に達したので答申する。

各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

各種商品小売業最低賃金について、改正決定する必要性について、全会一致に至らず必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上でございます。

○会長

それではこれにより、答申するというところでよろしいか。

○全委員

〔異議なしの声〕。

○会長

無いようでしたら、これをもって、当審議会に報告しますので、(案)を取っ

て、日付に今日の日付を入れてください。

それでは、答申いたします。

○事務局（室長）

会長、局長、お手数ですが、前にお進み願えますか。

○**答申**

会長 局長 〔特賃 6 つの産業の必要性 答申文の手交〕

○事務局（室長）

会長、局長、席にお戻りください。

○会長

続きまして、議題(3)「特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)」
です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

ただいま、4 つの産業の特定(産業別)最低賃金について、「改正決定の必要性有り」との答申をいただきましたので、これら 4 つの産業については、金額審議を行うために改正決定の諮問を行います。

局長から会長に諮問文を手交いたします。会長、局長、お手数ですが、前にお進みください。

○**諮問**

局長 会長 〔特賃 4 産業の改定の諮問文を手交〕

○事務局（室長）

それでは、会長、局長、席にお戻りください。

○会長

諮問文の配布、朗読をお願いします。

(諮問文写しの配布)

○事務局（補佐）

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

なお、朗読に際しましては、最低賃金の件名は略称とさせていただきます、基本番号は割愛させていただきます。

滋労発基 0826 第 2 号

令和 4 年 8 月 26 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井建志(ひらいたてし) 殿

滋賀労働局長 小島 裕(こじまゆたか)

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、
下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金
- 2 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金
- 3 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金
- 4 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金

以上でございます。

○会長

ただいま、4つの産業の特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る諮問がありました。

今後の事務手続等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長)

本日、4つの産業の特定(産業別)滋賀最低賃金の改定に係る諮問をいただきましたので、今後は、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づいて、金額に係る調査・審議のための4つの産業の専門部会を設置し、調査審議を行うこととなります。

それでは、4つの専門部会の委員の任命手続について説明いたします。各専

門部会の委員については、最低賃金法第 25 条第 3 項及び最低賃金審議会令第 6 条第 1 項により公・労・使委員から各 3 名で合計 9 名となっています。

公益委員につきましては、労働局長が任命いたします。同条第 4 項により準用されます同審議会令第 3 条により、労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、関係者、関係団体の推薦に基づいて労働局長が任命することとなっております。

労・使委員の推薦の公示につきましては、本日、令和 4 年 8 月 26 日に公示し、締切日は 9 月 9 日金曜日となります。

また、併せて、最低賃金法第 25 条第 5 項、最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項に定める関係者の意見聴取に係る手続についてご説明いたします。

最低賃金の改正につきまして調査審議を行う場合、滋賀地方最低賃金審議会は、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされております。このため一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。この意見書の提出を求める公示につきましては、公示日が本日、令和 4 年 8 月 26 日、提出期日は 9 月 9 日金曜日となります。

以上です。

○会長

続きまして、議題(4)「特定(産業別)最低賃金の実地視察について」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長)

特定(産業別)最低賃金のための事業所実地視察については、事務局等で検討をしまいましたが、現時点において、新型コロナウイルス感染症第 7 波のピークアウトが見られない状況であること、滋賀県の病床使用率が高いこと等から、実施が非常に困難な状況であると思っております。

したがいまして、残念ではありますが、9月中旬に予定をしておりました実地視察については、「見送り」とすることとします。

○会長

事務局から説明がありましたが、今年度も特定（産業別）最低賃金の实地視察を「実施しない」ということになりましたが、よろしいでしょうか。

○全委員

〔異議なしの声〕

○会長

ありがとうございます。委員の皆様方の合意が得られましたので、残念ではありますが、今年度も特定（産業別）最低賃金の实地視察を見送ることとします。

それでは、最後の議題（５）「その他」ですが、何かありますでしょうか。

○全委員

〔意見等上がらず〕

○会長

事務局から何かありませんか。

○事務局（室長）

次の本審は、11月1日火曜日、午前10時00分から滋賀労働局6階共用会議室で、4つの産業の特定（産業別）最低賃金の答申を行います。

また、来月9月から、4つの産業の特定（産業別）最低賃金の改正に係る金額審議が始まります。最初の開催は、全ての産業の全ての委員を対象とした合同専門部会を、9月20日、火曜日の午後1時30分から滋賀労働局6階の共用会議室で、開催いたします。専門部会の委員になられましたら、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長

最後に、局長からご挨拶があるとのことですのでよろしくお願いいたします。

○局長

滋賀県最低賃金改正の意見に対します異議申出につきまして、本日、ご審議いただき、誠にありがとうございました。ご審議の結果、今月10日の「答申どおり」との結論をいただきましたので、10月6日の発効に向けまして、すみやかに手続を進めてまいります。

これから、労働局内の関係部署が一丸となりまして、最低賃金の周知とその履行確保に努めてまいります。付帯意見を頂戴しましたとおり、中小企業・小規模事業者の環境整備や各種支援策の拡充につきましても、適切に進めてまいりますことを申し上げます。

委員の皆様には、コロナ禍が続く中、特に本年は厳しい審議日程の中、7月5日開催の第1回本審、その他審議に十分な審議を重ねていただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

今後は、特定（産業別）最低賃金の金額審議がございしますが、引き続き、皆様のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

以上で、第4回滋賀地方最低賃金審議会を終了します。

お疲れ様でした。